

神奈川県監査委員報告第14号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

令和3年7月13日

神奈川県議会議長 小 島 健 一 殿
神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

| | |
|----------|-----------|
| 神奈川県監査委員 | 村 上 英 嗣 |
| 同 | 太 田 眞 晴 |
| 同 | 吉 川 知 恵 子 |
| 同 | 嶋 村 た だ し |
| 同 | てらさき 雄 介 |

第 1 監査の種類

財務監査(随時監査)及び行政監査

第 2 監査の対象**1 財務監査(随時監査)**

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行(1に定める監査の対象を除く。)

第 3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第 4 監査実施箇所数

本庁機関3か所

第5 監査実施期間

令和3年4月22日から同年6月21日まで

第6 監査の実施内容

1 臨時財務監査

新型コロナウイルス感染症対策への対応状況等に鑑み、これまで令和元年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった機関のうち本庁機関2か所において、令和元年度の事務事業を対象として、次の各事項について臨時に監査した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分の適否
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

また、公益社団法人神奈川県農業公社に対して実施した令和2年の財政援助団体等監査を踏まえ、県が同公社に交付した農地集積推進事業費補助金の補助対象経費について確認する必要があると認められたことから、同公社に対して財政的援助等を行っている本庁機関1か所において、当該補助対象経費の状況を臨時に監査した。

2 臨時行政監査

上記の3か所のうち、これまで令和元年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった2か所において、1の監査と併せて、次の各事項についても臨時に監査した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第7 監査の結果

1 要改善事項が認められた箇所（1か所）

臨時財務監査を実施した次の本庁機関1か所において要改善事項が1件認められた。

- (1) 監査実施箇所
環境農政局農政部農地課
- (2) 監査実施日
令和3年6月7日（令和3年2月25日職員調査）

(3) 要改善事項

公益社団法人神奈川県農業公社における補助対象経費の算定に関する件

農地集積推進事業費補助金の交付に当たり、公益社団法人神奈川県農業公社（以下「農業公社」という。）の事務所の賃借料全額を補助対象経費として算入しており、補助対象経費の算定が事務所の使用実態を反映した適正なものとなっていなかった。

県は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用集積を一層推進することを目的として、農地中間管理機構等の有する農用地等の再配分機能を活用し、規模縮小農家等から農用地等を買入れて、認定農業者等に売渡し又は貸付けを行う農地集積推進事業を行っている。そして、県は、農地中間管理機構として指定した農業公社に対し、神奈川県農地集積推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）等に基づき、農地集積推進事業に必要な経費を対象として、農地集積推進事業補助金（令和元年度補助金額 8,701,000 円）を交付しており、補助金の交付に係る事務は環境農政局農政部農地課（以下「農地課」という。）が所管している。

交付要綱によれば、補助対象経費は業務費、利子補給費、事業運営助成費及び集積促進費に区分され、このうち業務費については、農地集積推進事業として行う農用地等の買入れ及び売渡し業務に要する旅費交通費、事務所借上費、県からの派遣に伴う人件費等が補助の対象とされている。そして、農業公社は、業務費に係る補助対象経費の算定に当たり、事務所借上費については、横浜市に所在する事務所の賃借料全額（令和元年度支払額 2,162,051 円）を算入している。

しかしながら、農業公社は、農地集積推進事業に係る業務のほか、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地中間管理事業等に係る業務も行っており、これら業務の実施に当たっても上記の事務所を使用している。そして、農業公社は、このような状況であるにもかかわらず、これらの業務ごとの事務所の使用割合等を把握しないまま、事務所の賃借料全額を補助対象経費として算入していたもので、補助対象経費の算定が事務所の使用実態を反映した適正なものとなっていなかった。

したがって、農地課において、事務所における業務ごとの使用実態を農業公社に調査させるなどして的確に把握し、その結果に基づき、補助の対象とする事務所借上費についての合理的な基準を定めるなどして、農地集積推進事業補助金の補助対象経費が適正に算定されるよう改善する必要がある。

2 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所（2か所）

臨時財務監査及び臨時行政監査を実施した次の本庁機関2か所において不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

- (1) 政策局
政策部総合政策課
- (2) 産業労働局
中小企業部金融課